報 道 発 表

浜松市産業振興課 雇用・労政担当 Tu:457-2115



浜松市奨学金返還支援について

浜松市の将来を担う産業人材の確保及び若者の移住・定住を促進するため、市と市内の中小企業(認定企業)が半分ずつ費用を負担し、認定企業に就職した満30歳以下の方を対象に奨学金返還の支援を行っております。この度、UIJターン就職と中途採用のさらなる促進及び定着支援の強化を図るため、令和6年4月1日より支援内容を拡充し、交付対象者の認定申請受付を開始しています。

1 奨学金返還支援の対象者 (以下のすべての条件を満たす方)

- ・2025 年新卒者又は 2025 年 3 月末において満 30 歳以下の方
- ・認定企業へ正社員として就職し、交付申請時点で浜松市に住民登録がある方
- ・独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金、その他自治体が実施する貸与型 奨学金などを返還または返還している方
- ・奨学金を対象とした他の機関からの助成を受けていない方

【拡充内容】対象者を「既卒3年未満」→「満30歳以下」へ

2 補助金の額

1 人当たり、年間最大 18 万円を 6 年間補助します。 (6 年間で最大 108 万円) 【拡充内容】支援期間を「3 年間 (54 万円)」→「6 年間 (108 万円)」へ

3 対象者の募集人数

年間 50 名程度

4 認定企業について

認定企業は112社(令和6年4月1日現在)でJOBはま!から確認できます。 (下記QRコード)

※認定企業は、新入社員の奨学金返還支援補助金の費用に充てるための協力金(補助金の 1/2、1人当たり年間最大9万円)を市に納付していただける市内中小企業で、中小企業からの申請により市が認定します。

5 申請方法

<2024年4月~9月>転職者

認定企業内定後に提出書類(①交付対象者認定申請書(第5号様式)、②認定企業の内定が確認できる書類の写し、③奨学金の借入金額の月額及び総額が確認できる書類)を郵送または窓口(産業振興課)へ持参

<2024年10月~2025年3月>2025年新卒者・転職者 認定企業内定後にJOBはま!から電子申請、または上記提出書類を郵送または窓口(産業振興課)へ持参

6 奨学金返還支援事業のスケジュール (新卒者の例)

※転職者の方は下記のスケジュールに該当しない場合があるため、詳しくは JOB はま!又は産業振興課へお問い合わせください。



この箇所のご案内です!